

# 前橋市立上川淵小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定にあたって

### (1) 上川淵小学校の基本的な考え方及び方針

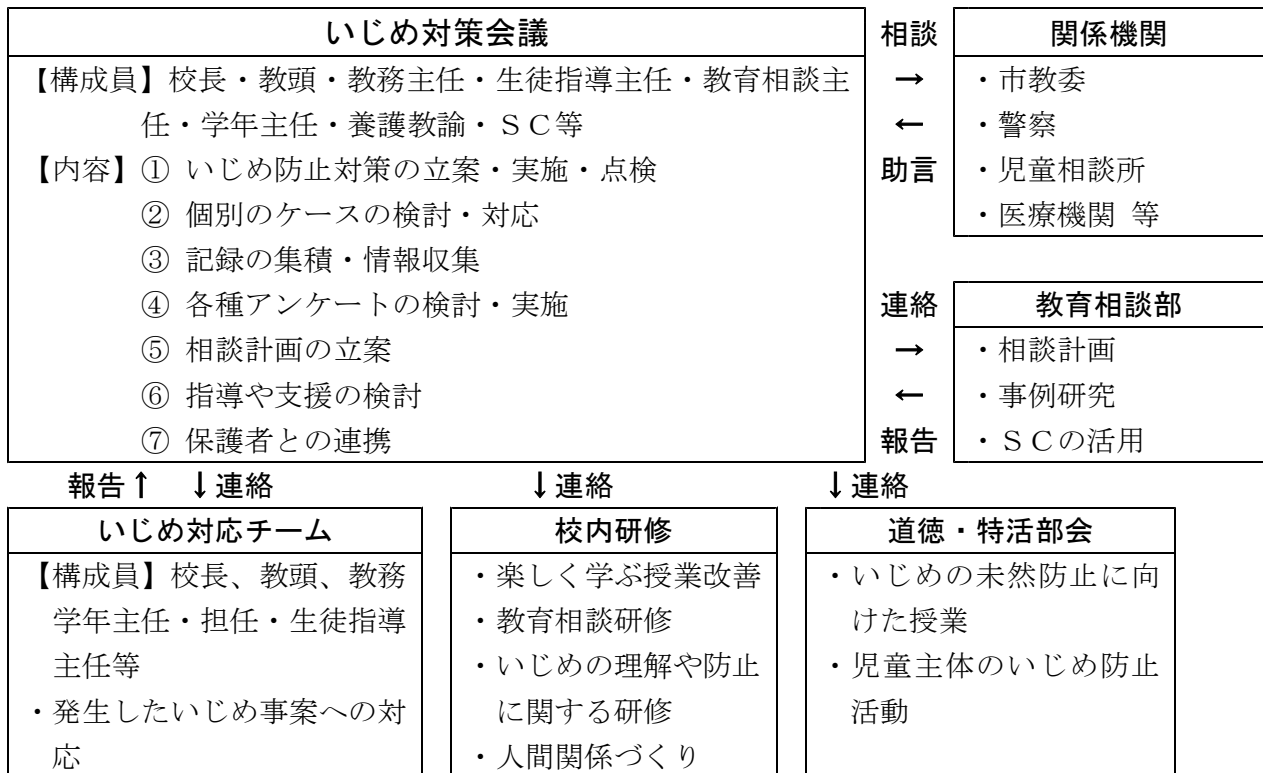
- ① 確かな学力とともに、豊かな心を育てる教育を進める。
- ② 全ての児童と大人が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを進める。
- ③ いじめ防止に関わる各種対策により、本校児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に安心して主体的に取り組むことができるようにする。

### (2) めざす児童像

- いじめをしない、自分で考え、判断し、思いやりをもった行動ができる児童
- いじめをしない、自分自身も友達も大切にできる児童
- いじめを見逃さない、たくましい心と社会性のある児童

## 2 組織・校内体制について

○組織構造図



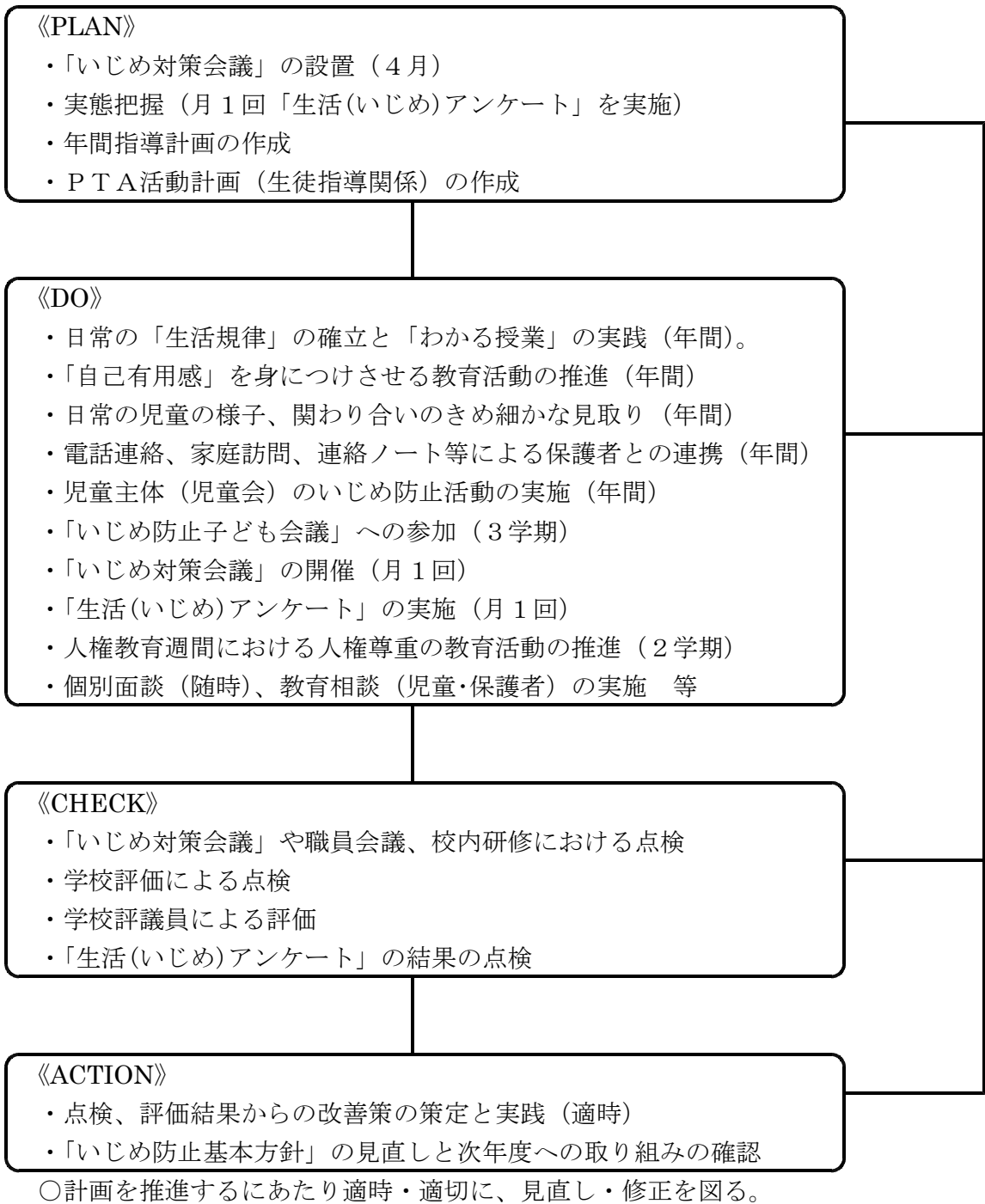
○いじめ対策会議は、毎月、全教職員参加により実施する。そこで、情報交換を行い、いじめに関する共通認識、共通理解を図り、全校体制でいじめ対策を推進する。

### 3 いじめの未然防止のための取組

#### ○ 基本方針

- ・ 豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う取組の充実を図る。
- ・ 児童の規範意識を高め、望ましい人間関係の醸成や互いを認め合う環境づくりに努める。
- ・ 児童主体のいじめ防止活動の充実を図る。
- ・ 多面的な児童理解を推進することにより生徒指導の充実を図る。

#### (1) いじめ防止年間計画



## (2) 研修や啓発活動の充実

- ① 教職員の研修と情報交換の場を充実させ、学校のいじめ防止対策の推進を図る。
- ② いじめ対策に係る研修を実施して、教職員の資質能力や指導技術の向上を図る。
- ③ 集団における良好な人間関係を構築するため、構成的グループエンカウンターやグループワーク、コーチング等について、その指導法等を研修し、教師の指導力を強化する。

## (3) 保護者・地域・他校との連携

- ① P T Aや地域が主催する行事において、児童の体験的活動を取り入れる。
- ② 社会体験や交流体験を計画する場合、中学校区の9年間を見据え、学校間の連携のもとで共通の行事を計画する。
- ③ 地域の健全育成活動（のびゆく子どもの集い、かるた大会、ボランティア活動等）や地域行事に児童が積極的に参加することにより、地域の人たちとの交流を深める。

## 4 いじめの早期発見のための取組

### ○ 基本方針

- ・ いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域が全力で実態把握に努める。
- ・ ネットパトロールを活用し、いじめの早期発見とともに、再発の防止に努める。
- ・ いじめの早期発見に向けて校内の生徒指導・教育相談体制の充実を図る。

### (1) 生徒のささいな変化に気づくための取組

- ① いじめアンケート（月1回実施）
- ② 日常生活の見取り
- ③ 教育相談（個別面談）
- ④ 保護者・地域との日常的な連携

### (2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ① 学年・学級懇談会等における「いじめ防止活動」についての発表
- ② 市教委と連携して、携帯インターネット教室の開催
- ③ 学校だより等による保護者や地域に向けての学校の取組の情報発信

## 5 いじめへの対応

### ○ 基本方針

- ・ 本校のいじめ対策における中心組織である「いじめ対策会議」が、各種ケースをいじめとして対応すべき事案かどうか判断し、対応していく。

### (1) いじめ事案が発生した場合

- ① 事実の究明及び把握
  - ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
  - ・ 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。

- ② いじめ対策会議で対応策の協議
  - ・ 全教職員で共通理解を図る。
  - ・ 対応する教職員の役割を明確にする。
- ③ 被害・加害等関係児童、保護者への対応
  - ・ いじめられた児童には、徹底していじめられている児童の心配や不安を取り除く。
  - ・ いじめた児童には、行った行為は絶対に許されない行為であると毅然と指導する。
  - ・ いじめに対して、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
  - ・ 保護者に対しては、把握した事実及び具体的な対応策を伝え、連携を密にして解消後も含めて指導、支援に当たることを確認する。
- ④ 関係機関との連携
  - ・ 関係機関等と連携して解決に向けて取り組み、再発の防止に努める。
  - ・ 必要に応じてスクールカウンセラーや教育委員会等と連携して、関係者の心のケアに努める。

## (2) 重大事態が発生した場合

### ○ 基本方針

- ・ 重大事態の発生を市教委に速やかに報告し、市教委と一体となって対応する。
- ① 重大事態とは
  - ・ 重大事態とは、法28条の規定に基づき、
    - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ※「相当の期間」とは、30日を目安とする。
- ② いじめ対策会議で対応策の協議
- ③ 被害・加害等関係児童、保護者への対応
- ④ 関係機関との連携
  - ・ 市教委との連携のもと、警察、子ども課、児童相談所、民生委員・主任児童委員等との連携を図る。
- ⑤ 関係児童への指導、被害児童への支援、保護者への説明

## 6 その他

### (1) 評価と改善について

- 毎月行われるいじめ対策会議で定期的に、いじめ対策に関する検討を行うとともに、学期ごとの評価、振り返りを行い、年度末には、「学校評価」による点検、「学校評議員会」で評価を受けて、次年度の取組内容や取組方法の見直しを図る。

### (2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載し、学校だより等でいじめ防止への取り組みを情報発信する。
- インターネットに関するいじめ対策について、市教委と連携して「ネット上のいじめ等、生徒の身近に迫る危険について」携帯インターネット教室を開催する。